

入札公告

当機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号)第11条の規定に基づき、以下の一般競争入札（最低価格落札方式）を公告します。

2025年1月31日

独立行政法人国際協力機構
本部 契約担当役 理事

1. 業務名称：2025-2027年度 JICA が所有又は管理・使用する物件の火災保険・賠償責任保険
2. 競争に付する事項：入札説明書第1入札手続3. のとおり
3. 競争参加資格：第1入札手続5. のとおり
4. 契約条項：入札説明書第4契約書（案）のとおり。
5. 電子入札による入札執行：
本業務の入札は電子入札システムで実施します。日時及び詳細については入札説明書をご覧ください。
6. その他：入札説明書のとおり。

以上

入札説明書

【電子入札システム対象案件

／最低価格落札方式】

業務名称: 2025-2027 年度 JICA が所有又は管理・使用する物件の火
災保険・賠償責任保険

調達管理番号: 24a00992

- 第1 入札手続
- 第2 業務仕様書(案)
- 第3 経費に係る留意点
- 第4 契約書(案)
- 別添 様式集

2025 年 1 月 31 日

独立行政法人 国際協力機構
国際協力調達部

【入札説明書の改訂(2024 年 10 月)】

第1の5. (2)において、「3)人的関係 b)役職員等」について、一般財団法人及び一般社団法人の理事が対象となることが不明瞭であったことから、①iv.に追記しました。

第1の5. (5)において、d)(共同企業体構成員の提出書類)に変更(資本関係又は人的関係に関する申告書を追加)を行いました。また 2024 年 4 月以降、競争参加資格の確認結果は資格無しの場合のみ通知することに変更していますのでご注意ください。

第1 入札手続

1. 公告

公告日 2025年1月31日

調達管理番号 24a00992

2. 契約担当役

本部 契約担当役 理事

3. 競争に付する事項

(1)業務名称:2025-2027 年度 JICA が所有又は管理・使用する物件の火災保険・賠償責任
保険

(2)選定方式:一般競争入札(最低価格落札方式)

(3)業務仕様:「第2 業務仕様書(案)」のとおり

(4)業務履行期間(予定):2025年4月1日(午後4時)から2028年4月1日(午後4時)

4. 手続全般にかかる事項

(1) 書類等の提出先

入札手続窓口、各種照会先は以下のとおりです。なお、本項以降も必要な場合にはこちらが連絡先となります。

〒102-8012

東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル

独立行政法人国際協力機構 国際協力調達部契約推進第三課

【電話】03-5226-6609

【メールアドレス】e_sanka@jica.go.jp

※当機構からのメールを受信できるよう、当機構のドメイン(jica.go.jp)またはメールアドレスを受信できるように設定してください。

メールを送付後、受信完了の連絡が無い場合は上記電話番号までお問合せください。

(2) 書類等の提出方法

1) 入札手続きのスケジュール及び書類等の提出方法

予め機構が設定した締切日時までに必要となる書類の提出方法については、別紙「手続・締切日時一覧」にてそれぞれご確認ください。

なお、当機構のメールシステムのセキュリティ設定上、zip形式のファイルが添付されたメールは受信不可となりますので、他の形式でお送りください。これにより難しい場合は、上記(1)の連絡先までお問い合わせください。

- 2) 電子入札による各種書類の授受方法については以下の「電子入札システムポータルサイト」をご覧ください。

<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>

* JICA 電子入札システムでの入札を行うためには、以下の準備及び期間が必要となりますので、初めての方は入札書の提出日より前までにご準備ください。

① 認証局発行の IC カード及びカードリーダーの準備

詳細は上記ポータルサイトに掲載の操作マニュアル「操作マニュアル(設定～利用者登録)」をご参照ください。認証局により異なりますが、IC カードの発効には2～4週間かかります。

② 団体情報の登録及び「業者番号」の入手

電子入札システムでの利用者登録に「業者番号」が必要です。業者番号発行には JICA の団体情報登録が必要であり、登録がない場合はあらかじめ団体登録手続きが必要となります。なお、同登録には、7～10 営業日かかります。

【団体情報登録】

<https://www.jica.go.jp/about/announce/notice/organization/index.html>

3) 書類等の押印省略

機密保持誓約書、競争参加資格確認申請書、共同企業体結成届、委任状及び入札書等の提出書類については、全て代表者印等の押印を原則とします。ただし、押印が困難な場合は、各書類送付時のメール本文に、社内責任者の役職・氏名とともに、押印が困難な旨を記載し、社内責任者より(もしくは社内責任者に cc を入れて)メールを送信いただくことで押印に代えることができます。

(3) 電子入札システム上の案件分類について

電子入札システム上、本案件は「工事、コンサル」に分類されております。お間違えのないようご注意ください。

操作手順の詳細は、以下操作マニュアルの 6 ページを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>

5. 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の再委託先または下請負人(業務従事者を提供することを含む。以下同じ。)となることも認めません。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法(平成14年法律第154号)または民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申立てを行い、更生計画または再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程(平成

20年規(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者。

具体的には、以下のとおり取扱います。

- a) 競争参加資格確認申請書の提出期限日において上記規程に基づく資格停止期間中の場合、本入札には参加できません。
- b) 資格停止期間前に本入札への競争参加資格確認審査に合格した場合でも、入札執行時点において資格停止期間となる場合は、本入札には参加できません。
- c) 資格停止期間前に落札している場合は、当該落札者との契約手続きを進めます。

(2) 積極的資格制限

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めま

1) 全省庁統一資格

令和04・05・06年度全省庁統一資格で「役務の提供等」の資格を有すること。(等級は問わない)

2) 日本国登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

3) 資本関係又は人的関係

競争に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと(基準に該当する者のすべてが、共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)

a) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- ① 子会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2に規定する子会社をいう。②において同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。②において同じ)の関係にある場合
- ② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

b) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし①については、会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社等又は更生会社(会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。

- ① 一方の会社等の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 - i. 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

- 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を遂行しないこととされている取締役
 - ii. 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - iii. 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を遂行しないこととされている社員を除く。)
 - iv. 一般財団法人、一般社団法人及び組合の理事
 - v. その他業務を遂行する者であつて、i からivまでに掲げる者に準ずる者
- ② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人(以下単に「管財人」という。)を現に兼ねている場合
- ③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- c) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
組合(共同企業体を含む。)とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記a)又はb)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

※留意事項:入札書を提出しようとする者の間で競争参加意思等の確認・相談を行うことは原則として認めていませんが、上記の資本関係又は人的関係に基づく競争参加制限を回避する目的で当事者間で連絡を取ることは、これに抵触するものではありません。

- 4)米国の格付け会社である S&P・グローバル・レーティング社、ムーディーズ・インベスターズ・サービス社又は国内の格付け会社である株式会社格付投資情報センターからの A 以上の格付けを与えられていること。

(3)共同企業体、再委託について

1)共同企業体

共同企業体の結成を認めます。ただし、共同企業体の代表者及び構成員全員が、上記(1)及び(2)の競争参加資格要件を満たす必要があります。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届(様式集参照)を作成し、各社毎の競争参加資格確認申請書と共に提出してください。結成届には、原則として、構成員の全ての社の代表者印または社印を押印してください。

2)再委託

再委託は原則禁止となります。ただし、業務仕様書に特別の定めがあるときまたは発注者の承諾を得たときは、本件業務全体に大きな影響を及ぼさない補助的な業務に限り再委託は可能です。

(4)利益相反の排除

特定の排除者はありません。

(5)競争参加資格の確認

競争参加資格を確認するため、以下の1)を「4. 手続全般にかかる事項(1) 書類等の提出先」まで電子メールで提出してください。提出方法及び締切日時は別紙「手続・締切日時一覧」をご覧ください。

1) 提出書類:

- a) 競争参加資格確認申請書(様式集参照)
- b) 全省庁統一資格審査結果通知書(写)
- c) 資本関係又は人的関係に関する申告書(該当なしの場合も提出します。)
- d) 米国の格付け会社である S&P・グローバル・レーティング社、ムーディーズ・インベスターズ・サービス社又は国内の格付け会社である株式会社格付投資情報センターからの A 以上の格付けを与えられていることが確認できる書類(写)
- e) 共同企業体を結成するときは、以上に加えて以下の提出が必要です。
 - ・共同企業体結成届
 - ・共同企業体を構成する社(構成員)の資格確認書類(上記 a)、b)、c))

2) 確認結果の通知

確認の結果、資格有と判断される場合は結果を通知しません。資格無しと判断される場合のみ結果をご連絡します。

6. その他関連情報

(1) 入札説明書の資料の交付方法

入札説明書の一部資料(「仕様書」の別紙

1、2、3、参考資料)は、メールまたは大容量ファイル送受信ソフト(GIGAPOD)を通じて交付します。交付方法は別紙「手続・締切日時一覧」をご覧ください。資料の交付を希望する場合、「機密保持誓約書」(様式集参照)をメールに添付し「4. 手続全般にかかる事項(1)書類等の提出先」へ提出ください。

7. 入札説明書に対する質問

- (1) 業務仕様書(案)の内容等、この入札説明書に対する質問がある場合は、別紙「手続・締切日時一覧」に従い、質問書様式(別添様式集参照)に記載のうえ、メールに添付して提出ください。
- (2) 公正性・公平性等確保の観点から、電話等口頭でのご質問は原則としてお断りしていますのでご了承ください。
- (3) 上記(1)の質問に対する回答書は、別紙「手続・締切日時一覧」に従い、以下のサイト上に掲示します。なお、質問がなかった場合には掲載を省略します。
<https://www.jica.go.jp/about/announce/buppin/koji2024.html>
- (4) 回答書によって、仕様・数量等が変更されることがありますので、本件競争参加希望者は質問提出の有無にかかわらず回答を必ずご確認ください。入札金額は回答による変更を反映したものとして取り扱います。

8. 辞退届の提出

- (1) 競争参加資格の確認を申請した者が競争参加を辞退するときは、遅くとも入札会1営業日まえの正午までに辞退する旨を下記メールアドレスまで送付願います。

宛先: e_sanka@jica.go.jp

件名:【辞退】(調達管理番号)_(法人名)_ 案件名

- (2) (1)の手続きにより競争参加を辞退した者は、これを理由として以降の入札において不利益な取扱いを受けるものではありません。

(3)一度提出された辞退届は、取り消しを認めません。

9. 入札執行(入札会)の日時等

当機構契約事務取扱細則第14条第2項「前項に定める競争入札の執行における開札は、立会いによるものに代えて、インターネット上に設置する電子入札システムにより行うことができるものとする」に基づき、電子入札システムで入札を実施します。なお、再入札の場合は、発注者から再入札実施日時を通知しますので、締切時間までに再入札書を電子入札システム上で提出願います。

また、締切時間までに再入札もしくは辞退の意思表示がなされない場合には失格となります。

(1) 入札開始日時:2025年3月13日(木)15時00分

(2)再入札の実施

再入札の場合には、電子入札システムにて再入札の日時を指定し通知します。1回目の入札から再入札までの間隔は通常20分程度になりますので、再入札に備えてすぐに電子入札システム利用できるよう予めご準備ください。なお、詳細は「11. 入札方法等」をご覧ください。

10. 入札者の失格

入札書受付締切日時までに入札書を提出しなかった場合(再入札時の場合も含む)には入札者を失格とします(入札者側のPCのトラブルによる場合も含む)。

11. 入札方法等

(1)電子入札システムで入札を行います。

(2)入札会の手順

1)開札

入札執行者は、開札時刻に電子入札システムにより開札し、入札結果を同システム上で入札者に開示します。再入札となる場合には再入札通知書を発行します。

2)再入札及び不落随意契約交渉

a)開札後、再入札が発生した際には入札者は電子入札システムにより再入札通知書に記載の入札書受付/締切日時、開札日時に従い、記載されている入札最低金額未満の金額で再入札書を提出します。

b)開札の結果、すべての入札金額が予定価格を超える場合には、ただちに2回目の再入札を行います。

c)2回まで行っても落札者がいないときは入札を打ち切り、不落随意契約の交渉に応じて頂く場合があります。

(3)入札途中での辞退

「不調」の結果に伴い、再入札を辞退する場合は、「辞退」ボタンを選択して必要事項を記入の上、電子入札システム上で提出して下さい。

(4)落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、抽選により落札者を決定します。その場合、入札書提出時にご入力いただいた任意の「くじ入力番号」をもとに、電子入札システムで自動的に抽選し落札者を決定します。

(5)落札者と宣言された者の失格

落札者と宣言された者について、入札金額が著しく低い等、当該応札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めら

れる場合には当該落札者を失格とし、改めて落札者を決定する場合があります。

12. 入札書の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とします。

- (1) 明らかに連合によると認められる入札
- (2) 条件が付されている入札
- (3) その他入札に関する条件に違反した入札

13. 落札者の決定方法

- (1) 発注者の予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。
落札者は、入札金額の内訳書(社印不要)をメールで提出ください。なお、内訳に出精値引きを含めることは認めません。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、電子入札システムの抽選機能により落札者を決定します。
- (3) 落札者と宣言された者の失格
入札会において上述の落札者の決定方法に基づき落札者と宣言された者について、入札会の後に、以下の条件に当てはまると判断された場合は、当該落札者を失格とし、改めて落札者を確定します。
 - 1) その者が提出した入札書に不備が発見され、12. に基づき「無効」と判断された場合
 - 2) 入札金額が著しく低い等、当該応札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められる場合

14. 契約書の作成及び締結

- (1) 落札者からは、入札会の翌日の正午までに入札金額の内訳書(社印不要: 拠点ごとに火災保険金額と賠償保険金額の内訳書)の提出を頂きます。
- (2) 契約先の契約書案に基づき、速やかに契約書を作成し、締結するものとします。契約保証金は免除します。

15. 競争・契約情報の公表

本競争の結果及び競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報(契約の相手方、契約金額等)を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>

競争への参加及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

- (1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表
 - 1) 公表の対象となる契約相手方取引先
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。
 - a) 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職している

こと

b)当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2)公表する情報

- a)対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- b)直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- c)総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- d)一者応札又は応募である場合はその旨

3)情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2)関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

16. その他

- (1)機構が配布・貸与した資料・提供した情報(口頭によるものを含む)は、本件業務の見積書を作成するためのみに使用することとし、複写または他の目的のために転用等使用しないでください。
- (2)競争参加資格がないと認められた者については、その通知日の翌日から起算して7営業日以内に説明を求められますので、ご要望があれば「4.手続全般にかかる事項(1)書類等の提出先」までご連絡ください。
- (3)当機構では、参考見積取得等の調達手続きにかかる各種支援業務を、「ディーコープ株式会社」及び「株式会社うるる」へ委託しています。
同2者から企業の皆様へ、直接、本案件にかかる応募勧奨のご連絡を差し上げる場合がございますので、予めご承知おき願います。
本業務委託について、詳細は以下をご確認ください。

https://www.jica.go.jp/Resource/chotatsu/buppin/ve9qi80000072mb-att/oshirase_kokunai_230125.pdf

第2 業務仕様書(案)

この業務仕様書は、独立行政法人国際協力機構(以下「発注者」)が実施する「2025-2027 年度 JICA が所有又は管理・使用する物件の火災保険・賠償責任保険」に関する業務の内容を示すものです。本件受注者は、この業務仕様書に基づき本件業務を実施します。

1. 基本事項

- (1) 契約者:独立行政法人国際協力機構(以下「機構」という。)
- (2) 被保険者:同上
- (3) 保険期間:3年間(36カ月間)
火災保険 2025年4月1日午後4時から 2028年4月1日午後4時まで
賠償責任保険 2025年4月1日午後4時から 2028年4月1日午後4時まで
- (4) 支払方法:請求書による一括払い
- (5) 特約:保険料の払込猶予に関する特約を付保すること。
- (6) 契約形態:最低価格の保険料総額を提示したものを契約相手方とする。

2. 火災保険

- (1) 保険種目:名称は問わないが、いわゆるオールリスク型の保険。
- (2) 保険の目的:機構が所有又は管理・使用する別紙 1-1 及び別紙 1-2 に示す物件。
- (3) 契約方式:多構内包括契約(マルチロケーション)¹
- (4) 保険内容
 - ① 火災、落雷、破裂、爆発によって生じた損害。
 - ② 風災、ひょう災、雪災によって生じた損害。
 - ③ 建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突又は倒壊によって生じた損害。
 - ④ 給排水設備に生じた事故に伴う漏水、放水又は溢水によって生じた損害。
 - ⑤ 騒じょう及びこれに類似の集団活動に伴う暴力行為又は破壊行為によって生じた損害。
 - ⑥ 盗難について生じた盗取、毀損又は汚損損害。
 - ⑦ 台風、暴風雨又は豪雨による洪水等の水害によって生じた損害。
 - ⑧ ガラスの単独損害やいたずら、破壊行為による破壊又は汚損損害。
 - ⑨ 電氣的事故によって生じた損害。
 - ⑩ 機械的事故によって生じた損害。
 - ⑪ その他不測かつ突発的な事故による損害。
- (5) 費用保険金

名称	内容	支払額(限度額)
残存物取片 付け費用保 険金	損害を受けた保険の目的の残存物の取 り片づけ費用で、損害保険金が支払わ れる場合に支払う。	実費 (損害保険金の10%限度)

¹ 複数の構内に物件を所有する場合、それぞれ個別に火災保険を契約するのではなく、すべての物件を包括して1保険証券で契約する方式。

名称	内容	支払額(限度額)
修理付帯費用保険金	保険の目的である建物又は設備・什器等が損害を受けた結果、その保険の目的の復旧にあたり、支出が必要となった費用を支払う。	1構内の総保険金額の30%に相当する額又は5,000万円のいずれか低い額が限度
失火見舞費用保険金	保険証券記載の建物から発生した火災、破裂・爆発の事故で、第三者の建物等に損害を与えたときの見舞金等を支払う。	損害が生じた世帯又は法人に対し1被災世帯当たり50万円(保険金額の20%限度)
地震火災費用保険金	地震・噴火又はこれらによる津波を原因とする火災により建物が半焼以上となったときに支払う。	保険金額×5% (300万円限度)
損害防止費用	火災・落雷、破裂・爆発の事故で、消火活動等のために必要又は有益な費用として保険会社の承認を得た額を支払う。	実費 (損害防止に必要又は有益な費用に限る)

- (6) 保険金額:再調達価額(新価)を基準とし、別紙 1-1 及び別紙 1-2 のとおりとする。
- (7) 免責金額:風災、ひょう災、雪災を含め全ての事故について免責金額は設定しない。
- (8) 追加物件:保険期間中途での新規取得物件は、契約締結時における保険金額の30%(50億円を超えるときは50億円)以内である場合、自動的に保険の目的に含めるものとする。この場合、当該追加物件の追加保険料の精算は追加物件取得時、又は次の保険始期応答日までのいずれかで行うものとする。
- (9) 特約条項
- ① 借入物件については借家人賠償責任担保特約を付帯すること。(担保内容はいわゆるオールリスク型とする。)付帯対象物件は別紙 1-1 及び別紙 1-2 参照
 - ② テロ行為に対する支払限度額特約(条件は別紙 2 参照)を付帯すること。なおテロによる損害額が支払限度額を上回った場合、支払限度額までを保険金支払いすること。
 - ③ 仕様書記載の条件より補償条件を縮小する特約は付帯しないこと。
- (10) その他:契約期間中、対象物件の売却等により、契約内容の変更の可能性がある。

3. 賠償責任保険

- (1) 保険種目:施設賠償責任保険
- (2) 保険の目的:機構が所有又は管理・使用する別紙 3 に示す物件。
- (3) 担保内容:対象施設の所有又は管理・使用に起因した事故により、機構以外の第三者に対して生命又は身体に損害を与えたり、財物の損害を与えた場合に、機構が被る法律上の損害賠償責任を補償するもの。
- (4) 保険金額:1 事故損害てん補限度額 2 億円(対人・対物共通、保険期間中限度なし)
- (5) 費用保険金:

名称	内容	支払額(限度額)
損害防止費用	事故が発生した場合に、損害を防止又は軽減するための費用が発生した場合に支払う。	実費 (保険会社が必要又は有益と認めた金額)

協力費用	保険会社が損害賠償請求の解決にあたる場合に、保険会社の求めに応じて協力するために機構が支出する費用を支払う。	実費 (保険会社が必要又は有益と認めた金額)
事故対応特別費用	損害賠償請求がなされた場合、又はその発生するおそれある場合において、その対処のために費用が発生した場合に支払う。 (文書作成費用、交通費、事故現場の調査費用、など)	限度額 500 万円以上
争訟費用	賠償責任の解決のために支出する訴訟・仲裁・調停費用、弁護士費用などを支払う。	実費 但し、損害賠償金が保険金額を上回る場合、超過割合分が減額される。

※上記費用保険金は結果的に機構に損害賠償責任がないことが判明した場合でも支払対象となるものとする。

(6) 免責金額:なし

(7) その他

- ① 別紙 3 の全物件に漏水担保特約条項を付帯すること。
- ② 仕様書記載の条件より補償内容を縮小する特約は付帯しないものとする。
- ③ 契約期間中、対象物件の売却等により、契約内容の変更の可能性がある。

以上

添付書類

別紙 1-1 「火災保険目的明細書(職員住宅以外)」

別紙 1-2 「火災保険目的明細書(職員住宅)」

別紙 2 「テロ行為に関する支払限度額について」

別紙 3 「賠償責任保険目的対象」

参考資料 「2022～2024 年度契約 保険金支払い実績」

添付書類に関してはメールまたは大容量ファイル送受信ソフト(GIGAPOD)を通じて配布しますので別紙「手続・締切日時一覧」をご覧ください。

なお、資料交付の際に「機密保持誓約書」(様式集参照)を PDF でメールにて提出していただきます。

第3 経費に係る留意点

1. 経費の積算に係る留意点

経費の積算に当たっては、業務仕様書(案)に規定されている業務の内容を十分理解したうえで、必要な経費を積算してください。積算を行う上での留意点は以下のとおりです。

(1)消費税課税

課税事業者、免税事業者を問わず、入札書には契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載願います。価格の競争は、この消費税を除いた金額で行います。なお、入札金額の全体に100分の10に相当する額を加算した額が最終的な契約金額となります。

(2)前金払

経費の支払いについては、請求書を受領した後、契約金額を全額前金払いすることを想定しています。

第4 契約書(案)

契約書については業務内容に鑑み、幣機構指定の契約書雛形ではなく、落札した社の契約書の記載内容を確認したうえで契約書を締結する。

附属書 I

業務仕様書

契約の管理について

1. 打合簿の作成

- (1) 契約書第 5 条に定義する監督職員(以下、「監督職員」という。)の指示、承諾及び協議は、その内容を打合簿(発注者指定様式)に記録し、同第 6 条に定義する業務責任者(以下、「業務責任者」という。)と監督職員とがそれぞれ保管する。
- (2) 以下、2. (2)及び(3)に定める契約内容の変更について合意する場合は、監督職員に加えて、独立行政法人国際協力機構国際協力調達部契約推進第三課長の職にある者(以下、「契約推進第三課長」という。)が打合簿の承認を行う。
- (3) 打合簿は、監督職員及び業務責任者の承認を終えた時点で合意が成立したものとみなす。ただし、1. (2)で定める契約推進
- (4) 契約推進第三課長の承認を要する打合簿は、左記の二者に加え、契約推進第三課長の承認を終えた時点で合意が成立したものとみなす。

2. 契約内容の変更及び確認

本契約書で定める事項を変更及び確認する場合の手続きについて、次のとおり定める。ただし、契約の変更は、契約事務取扱細則第 25 条第 1 項の各号の要件²を満たす場合に限って実施できるものとする。

- (1) 以下の変更を実施する場合、監督職員及び業務責任者の二者による打合簿(以下、これを「二者打合簿」という。)を以て変更内容とその必要性について合意する。
 - ・ 契約総額の増減を伴わない業務内容の軽微な変更
 - ・ 契約総額の増減を伴わない附属書 II 契約金額内訳書の変更(定額計上の対象とした直接経費内での費目間流用)
 - ・ 成果物及びその他業務提出物の提出日または提出方法の変更
 - ・ 業務スケジュールの変更、また契約締結時に未定だったスケジュールの確定
 - ・ 主要な業務従事者(技術評価の対象となった者)の変更
- (2) 以下の変更を実施する場合、監督職員、業務責任者及び契約推進第三課長の三者による打合簿(以下、これを「三者打合簿」という。)を以て変更内容とその必要性について合意する。

² 以下、契約事務取扱細則(抜粋)のとおり。

(契約の変更)

第 25 条 契約担当役は、以下の各号の要件を満たす限り、必要に応じ、契約の内容、契約金額及び履行期限等を変更(以下「契約変更」という。)することができる。

(1) 契約の同一性が確保されること。

(2) 当初の契約相手方の選定過程における公正性が損なわれないこと。

2 契約変更は、書面によりこれを行わなければならない。

- ・ 契約総額の増減を伴わない附属書Ⅱ 契約金額内訳書の変更(定額計上の対象外とした直接経費内での費目間流用、報酬から定額計上の対象外とした直接経費または定額計上の対象外とした直接経費から報酬への費目間流用、費目の追加・変更)
- ・ 支払計画の変更
- ・ 再委託先の決定・変更

(3) 以下の変更を実施する場合、三者打合簿を以て変更内容とその必要性について合意する。

また、三者打合簿による合意後、発注者及び受注者の代表者間において、速やかに変更契約書を締結する。

- ・ 業務内容の変更
- ・ 契約金額の変更
- ・ 契約総額の増減を伴わない附属書Ⅱ 契約金額内訳書の変更(上記 2.(1)および(2)で定めるものを除く全ての費目間流用)
- ・ 履行期間の変更

なお、三者打合簿による合意を以て、受注者は、三者打合簿に記載の変更内容にかかる業務に着手できるものとする。

以上に記載のない事項にかかる変更、また個別事例にかかる対応については、監督職員、業務責任者及び契約推進第三課長で協議の上、必要な手続きを確認する。

以上

附属書Ⅱ

契約金額内訳書

様式集

<参考様式>

■入札手続に関する様式

1. 競争参加資格確認申請書
2. 委任状
3. 共同企業体結成届(共同企業体の結成を希望する場合)
4. 質問書
5. 機密保持誓約書
6. 資本関係又は人的関係に関する申告書

以上の参考様式のデータは、国際協力機構ホームページ「調達情報」→「調達ガイドライン、様式」→「様式 一般競争入札:総合評価落札方式(国内向け物品・役務等)」よりダウンロードできます。

https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op_tend_evaluation.html

手続・締切日時一覧 (24a00992)

公告日 2025/01/31

メール送付先	e_sanka@jica.go.jp
--------	--------------------

No.	入札説明書該当箇所	授受方法	提出期限、該当期間	メール件名	備考
1	資料交付の申請（入札説明書第2の配布資料）	メール	公告日から2025年3月10日の正午まで	【配布依頼】（調達管理番号）_（法人名）	資料はメールまたはGIGAPOD経由で配布します。申請メールに「機密保持誓約書」を添付して提出ください。
2	入札説明書に対する質問受付	メール	公告日から2025年2月14日の正午まで	【質問】（調達管理番号）_（法人名）_入札説明書	
3	競争参加資格申請書の提出	メール	2025年3月10日の正午まで	【提出】（調達管理番号）_（法人名）_競争参加確認申請書	資格無しと判断される場合のみ結果をご連絡します。
4	質問に対する機構からの回答掲載	-	2025年2月27日（木）16時以降	-	機構がHPに掲載。但し、質問がない場合は、掲載はありません。
5	入札書の提出	電子入札システム	2025年3月10日（月）正午まで	-	入札書については、電子入札システムの所定の項目を入力ください。
6	入札執行（入札会）の日時	電子入札システム	2025年3月13日（木）15:00	-	入札結果については電子入札システムより通知します。